

2020年10月28日

1. 確約書の日付が2019年6月4日である理由及びTDNETによる縦覧が本日となった理由

当社では、2018年6月13日の増資の取締役会決議時点において、割当予定先であるE-4B Investments Co., Ltdとの間で、2018年6月29日割当予定の新株式409,900株について、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づく確約を口頭にて行っており、E-4B Investments Co., Ltdから確約書を取得する予定でした。

そして実際、その後において、当社は、E-4B Investments Co., Ltdより、2019年3月8日付で、割当株式数409,900株すべてを2018年7月9日から同年9月26日までに市場売却した旨の譲渡報告書を受けており、当社でも当社の株主名簿(2018年12月31日時点)上で当該全部譲渡が行われたことを確認しておりました。しかしながら、当社では、本来であれば、2018年6月29日までに、E-4B Investments Co., Ltdより確約書を入手すべきでしたが、その手続きを失念しておりました。

その後、2018年8月10日付開示資料「第三者委員会設置及び平成30年12月期第2四半期決算発表延期に関するお知らせ」に記載するとおり、当社において、割当予定先であるE-4B Investments Co., Ltdの選定過程において社内規程違反の疑義が判明しました。そのため、2018年8月10日付開示資料「第18回新株予約権(行使価額修正条項及び行使許可条項付)の取得及び消却に関するお知らせ」に記載するとおり、第三者割当により新株式409,900株と同時にE-4B Investments Co., Ltdに対して割り当てた第18回新株予約権の取得及び消却を行いました。これを原因として当社とE-4B Investments Co., Ltdとの関係が切れることとなりました。そのため、それ以降、E-4B Investments Co., Ltdに確約書の提出について連絡を取ろうと試みたものの、連絡がつかない状況が続きました。

当社では、2019年6月7日付開示資料「第19回乃至第21回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行ならびに新株予約権の第三者割当契約及び無担保融資契約の締結に関するお知らせ」とおり、別の割当予定先に対する新株予約権の発行の取締役会決議を行いました。当社では、当該開示までにE-4B Investments Co., Ltdより確約書を入手する必要があると考え、当社の代理人弁護士(当時)を通じてE-4B Investments Co., Ltdの代理人弁護士に接触して、確約書の提出を要請しました。

E-4B Investments Co., Ltd側では、2019年6月7日の開示直前である2019年6月4日に、1度、同日付の確約書を用意し、当社に対して提出しようとしたようですが、当社とE-4B Investments

Co., Ltd の双方において代理人弁護士を置いてやり取りを行っていたことなどから、当社では、当該情報を 2019 年6月7日までに把握することができませんでした。そのため、当社では、2019 年6月7日付開示資料「第 19 回乃至第 21 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行ならびに新株予約権の第三者割当契約及び無担保融資契約の締結に関するお知らせ」において、確約書について「その後も継続的に依頼しているにも関わらず、2019 年6月7日現在においても提出を受けられておりません。」と記載いたしました。

しかしながら、E-4B Investments Co., Ltd では、2019 年6月4日に用意した確約書について、最終的に、当社に提出されることはなく、当社では、その後も代理人弁護士を通じて継続的に依頼をしたにも関わらず、E-4B Investments Co., Ltd から提出を受けられませんでした。

そうしたなかで、当社では、2020 年5月 27 日に、代理人弁護士を通じて、ようやく E-4B Investments Co., Ltd より確約書を入手いたしました。その後、2020 年6月 17 日に、当社は、東証より、確約書が2年前の増資に係るものであることを踏まえて、確約書のTDNETによる縦覧にあたっては確約書に付随する形で株主や投資家に対する経緯説明及び再発防止策の縦覧も必要であるとの要請を受けたため、2020 年7月 15 日に東証に対して確約書に添付する経緯説明及び再発防止策を提出し、確約書に添付する経緯説明及び再発防止策について東証との調整を終えたため、本日、TDNETにおいて確約書を縦覧するに至りました。

2. 再発防止に関して

- ・弊社では、第三者割当による新株式発行の取締役会決議する場合には、払込期日までに割当予定先から譲渡報告確約書を入手してTDNETにより縦覧することを徹底する。
- ・第三者割当による新株式発行に係る割当予定先の譲渡報告確約書が公衆縦覧に供されるのは当該払込期日であるために、通例、当該払込期日までに割当予定先から入手して縦覧に供すればよいが、弊社では、今回の反省を踏まえて、譲渡報告確約書をより早いタイミングで割当予定先から入手することで、払込期日までの入手漏れの再発防止に努めるものとする。
- ・そのため、弊社では、譲渡報告確約書を割当予定先から入手する期日について、独自に、第三者割当による新株式発行に係る取締役会開催日翌日と定めることで、通例より早めに入手することとする。

(取締役会開催日翌日までの譲渡報告確約書の入手準備及びその体制)

- ・弊社は、割当予定先を選定する交渉段階において、割当予定先に対して弊社が独自に定める譲渡報告確約書の入手時期を予め説明しておくとともに、弊社の第三者割当による新株式発行に係る取締役会開催日翌日までに譲渡報告確約書を提出することについて割当予定先から了承を得るものとする。
- ・また、弊社では、管理本部長を譲渡報告確約書の担当者とするものとする。
- ・管理本部長は、弊社の第三者割当による新株式発行に係る取締役会開催日翌日までに、自ら

が、直接、割当予定先と交渉して、事前に譲渡報告確約書を入手するとともに記載内容の調整を行うものとする。

- ・管理本部長は、割当予定先より譲渡報告確約書を受け取ったときは、直ちに代表取締役に対して報告するものとする。
- ・管理本部長は、譲渡報告確約書の入手に係る社長稟議を上げて決裁を取るとともに、当該決裁を受け、有価証券届出書を提出後、割当予定先から譲渡報告確約書を取得するものとする。
- ・代表取締役または管理本部長は、第三者割当による新株式発行に係る取締役会の決議の際には、全取締役に対して、譲渡報告確約書の入手予定日及び払込期日にTDNETで縦覧する旨の報告を行うものとする。

(取締役会開催日翌日までに譲渡報告確約書を入手できなかった場合)

- ・管理本部長は、割当予定先から譲渡報告確約書を第三者割当による新株式発行に係る取締役会開催日翌日までに、何らかの理由により入手できなかったとき又は入手し忘れたときは、直ちに代表取締役に対してその旨を報告するものとする。
- ・その場合、第三者割当による新株式発行に係る取締役会翌日段階において、代表取締役は、管理本部長に対して、可及的速やかに(ただし、遅くとも払込期日までに)割当予定先から譲渡報告確約書を入手するよう勧告するものとする。
- ・なお、取締役会の決議日翌日において、代表取締役が管理本部長に対する割当予定先からの譲渡報告確約書の入手勧告を失念しないよう、営業担当執行役員は、代表取締役に対して確約書の入手勧告するものとする。
- ・取締役会翌日以降、管理本部長は、譲渡報告確約書が入手できるまでの払込期日までの毎営業日、代表取締役に対して割当予定先との折衝及び入手状況について報告するものとする。
- ・その後において、管理本部長は、割当予定先より譲渡報告確約書を受け取ったときは、直ちに代表取締役に対してその旨を報告するものとする。
- ・管理本部長は、譲渡報告確約書の入手に係る社長稟議を上げて決裁を取るとともに、当該決裁後において、割当予定先との間で譲渡報告確約書の記名押印または署名を行うものとする。

(払込期日当日のTDNETによる縦覧)

- ・管理本部長は、払込期日当日に、TDNETから縦覧書類として譲渡報告確約書を登録するものとする。
- ・また、管理本部長が、払込期日当日のTDNETによる譲渡報告確約書の縦覧登録を失念しないよう、払込期日の前日に、営業担当執行役員が管理本部長に対して注意喚起するものとする。
- ・管理本部長は、払込期日当日に、TDNETから縦覧書類として譲渡報告確約書を登録した場合、直ちに取締役会メンバーにその旨を報告するものとする。

(その他)

・譲渡報告確約書が第三者割当による新株式発行の払込期日に公衆縦覧に供されるよう、弊社は東証に対して必要な協力をを行うものとする。

確 約 書

E-4B Investment Co., Ltd (以下「甲」という。)及び**テラ株式会社** (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2018年6月29日割当予定の乙株式409,900株 (以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2018年6月29日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年6月4日

甲 Unit Level4(A), Main Office Tower, Financial Park Labuan,
Jalan Merdeka, 87000 Federal Territory of Labuan, Malaysia
E-4B Investment Co., Ltd
Director BBS TRUST INTERNATIONAL LIMITED



乙 東京都新宿区西新宿七丁目22番36号
テラ株式会社
代表取締役社長 平 智之

